

報 道 資 料

令和3年2月19日
総務部法務文書課
県政情報公開係 橋本、田中
直通 0742-27-8348
庁内内線 2341、2349

奈良県情報公開審査会の第245号答申について

行政文書の一部開示決定に対する審査請求についての諮問第344号事案に関して、下記のとおり、奈良県情報公開審査会から奈良県知事に対して答申されましたのでお知らせします。

記

1 答申の概要

- ◎ 答 申：令和3年2月18日
- ◎ 実施機関：総務部 人事課
- ◎ 対象行政文書：平成30年3月28日付け起案「嘱託職員の発令について」のうち、起案用紙及び法務文書課に係る辞令案
- ◎ 諮問に係る処分と理由
 - 決定：一部開示決定
 - 不開示部分：ア 危機管理政策顧問及び法務管理業務に従事する非常勤の嘱託職員の氏名
イ 個人の給与情報
 - 不開示理由：条例第7条第2号に該当
個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため
- ◎ 審査会の結論：実施機関の決定は妥当である。
- ◎ 判断理由：

1 本件行政文書について

実施機関では、嘱託職員を採用する際には、当該職員に委嘱又は嘱託する業務内容、期間、給与及び配属を記載した辞令を交付している。

本件行政文書は、平成30年度の防災統括室、総務課（現法務文書課）及び総務厚生センターの嘱託職員の採用に係る承認辞令案及び当該辞令に係る起案用紙である。

2 条例第7条第2号該当性について

実施機関は、辞令案のうち、審査請求人が開示を求めている危機管理政策顧問及び法務管理業務を担当する非常勤嘱託職員（以下「本件非常勤嘱託職員」という。）の氏名について、条例第7条第2号に該当すると主張しているため、以下検討する。

条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものを」を原則として不開示情報とする旨規定している。

同号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号の不開示情報から除外することとしている。

本件非常勤嘱託職員の氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため、条例第7条第2号本文に掲げる情報に該当する。

次に、同号ただし書について検討する。

同号ただし書ウでは、公務員等の職務遂行に係る情報のうち、職及び職務遂行の内容に係る部分については、当該公務員等の個人に関する情報としては不開示とはしないこととされているが、公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名については、公にした場合、公務員等の私生活に影響を及ぼすおそれがあり得ることから、例外的に開示する情報とはしていない。しかし、県の職員の職務遂行に係る情報に含まれる氏名については、その性格上、公益性が強く、行政として県民の要望に応じて公にすることが予定されている情報と考えられるため、実施機関の職員の氏名については、奈良県職員録（以下、単に「職員録」という。）に掲載され、一般に頒布されている。このことから、職員録に掲載されている実施機関の職員の氏名については、慣行として公にされているとして、当該職員の私生活等に影響を及ぼすおそれがある場合を除き、同号ただし書アに該当するとして開示されている。

そうすると、非常勤嘱託職員の氏名が全て職員録に掲載されているか否かが問題となる。

この点について、当審査会が事務局を通じて実施機関に確認したところ、非常勤嘱託職員については、その業務内容や勤務条件などを総合的に勘案して、職員録に掲載するか否かを判断しているとのことであ

った。

そこで、当審査会が事務局に職員録を確認させたところ、本件非常勤嘱託職員の氏名は掲載されていなかった。

次に、審査請求人は、本件非常勤嘱託職員のうち、法務管理業務を担当する非常勤嘱託職員（以下「本件法務管理業務担当職員」という。）について、審査請求人が別に行った行政文書開示請求において実施機関が開示した、職員研修に係る通知文及び研修資料（以下「本件研修資料」という。）に記載されている本件法務管理業務担当職員の氏名が開示されていることから、本件法務管理業務担当職員の氏名は同号ただし書アに該当する旨主張している。

この点について、事務局を通じて実施機関に確認したところ、本件研修資料は、法務管理業務を担当する職員（以下「法務管理業務担当職員」という。）が講師を務める研修に使用するために作成されたものであり、実施機関の職員の職務遂行に係る情報に含まれる氏名として開示したものであるとのことであった。

個人の氏名が慣行として公にされているか否かについては、当該氏名が公にされている事例があったとしても、それが個別的事例にとどまる限り、慣行として公にされているとは解されていない。そして、本件研修資料に記載された法務管理業務担当職員の氏名は、当該職員が行った職員研修に係る情報に含まれる氏名として開示されたものであり、個別的な事情にとどまるものと認められることから、このことをもって、実施機関が本件法務管理業務担当職員の氏名を慣行として公にしているとは認められない。

また、審査請求人は、本件非常勤嘱託職員のうち、危機管理政策顧問（以下「本件危機管理政策顧問」という。）について、平成24年度に開催された奈良県防衛協会五條支部創立記念式典開催概要を掲載した奈良県防衛協会のホームページに、本件危機管理政策顧問の氏名が来賓として記載されているため、当該職員の氏名は同号ただし書アに該当する旨主張している。

この点、事務局を通じて実施機関に確認したところ、奈良県防衛協会のホームページ等に危機管理政策顧問の氏名が掲載されていることについて、実施機関は関与していないとのことであった。

公務員の氏名については、実施機関により氏名を公表する慣行がある場合、又は実施機関が公にする意思をもって、あるいは公にされることを前提に氏名を情報提供している場合には、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されていると解される。

本件の場合、審査請求人が本件危機管理政策顧問の氏名が掲載されていると主張している奈良県防衛協会五條支部創立記念式典概要については、奈良県防衛協会が主催した会議に係るものであることから、当該概要に危機管理政策顧問の氏名が掲載されることについて関与していないとする実施機関の主張に特段不自然、不合理な点はなく、また、当該概要の作成に実施機関が関与したと推測させる特段の事情もないことから、当該概要に危機管理政策顧問の氏名が掲載されたことをもって、本件危機管理政策顧問の氏名が公にされていたとは認められない。

また、奈良県防衛協会五條支部創立記念式典は、審査請求人が意見書において説明しているとおり平成24年度に開催されたものであって、当該式典に出席した危機管理政策顧問が平成30年度の辞令案に掲載されている本件危機管理政策顧問と必ずしも同一の者であるとは認められない。

したがって、本件非常勤嘱託職員の氏名は、慣行として公にされている又は公にすることが予定されている情報であると認められず、法令等で公にすることが義務づけられている情報ではないと認められるため、同号ただし書アに該当しない。

また、本件非常勤嘱託職員の氏名は公務員等の職及び職務遂行の内容に係る情報に当たらないため同号ただし書ウに該当せず、同号ただし書イに該当しないことは明らかである。

以上のことから、本件非常勤嘱託職員の氏名は、条例第7条第2号に規定する不開示情報に該当する。

2 事案の経緯

① 開示請求	平成30年 8月 2日		
② 決定	平成30年 9月26日付け	一部開示決定	
③ 審査請求	平成30年12月14日		
④ 諮問	平成31年 4月15日		
⑤ 経過	令和 2年11月20日	第247回審査会	審議
	令和 2年12月28日	第248回審査会	審議
	令和 3年 1月29日	第249回審査会	審議